

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年7月9日

国土交通省物流・自動車局 貨物課長 殿

照会者名 松本ハイランド農業協同組合

代表理事組合長 田中 均

住 所 長野県松本市南松本1丁目2番16号

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法 第2条、第3条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 農産物の運搬について

当組合では、従前組合員からの販売の委託を受けた農産物を卸売市場等に運搬する際、貨物自動車運送事業法の許可を得た業者に委託していたが、今般、当組合自身が、自身の所有する車両を用いて、運搬を行いたいと考えている。運搬の対価については、農産物の販売を委託した組合員から徴収する予定である。

つきましては、当組合自身による農産物の運搬について、貨物自動車運送事業法第2条及び第3条の許可を要するかについて、ご見解を賜りたい。

(2) 農薬・肥料等の生産資材の配送について

当組合では、従前、購買事業により組合員へ農薬・肥料等の資材を供給しているところ、組合員の求めに応じ、当組合所有車両を用いて当該資材を組合員の倉庫等へ配送している。今般、この配送を購買事業に付随する役務の提供として位置付け、当該役務に係る費用を組合員から徴収することを予定している。

つきましては、当組合が組合員に対して行う当該資材配送について、貨物自動車運送事業法第2条及び第3条に基づく許可を要するかにつき、ご見解を賜りたい。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 農産物の運搬について

組合員から農産物の販売委託を受けているところ、農産物の販売は、卸売市場等へ農産物を運搬し、当該市場において売却されることにより完結する。このため、当組合による農産物の運搬は、委託販売の過程において不可欠な行為であり、販売業務としての生業と密接不可分である。また、農協法10条1項8号においても「運搬」が事業として認められていることから、当組合による農産物の運搬は主要業務に付随して行われる行為として位置付けられる。以上より、当組合による農産物の運搬は貨物自動車運送事業法第2条及び第3条の許可を要しないものとする。

(2) 農薬・肥料等の生産資材の配送について

組合員への農薬・肥料等の資材配送についても、購買事業に基づく物資供給の一環として行われるものであり、当組合の生業と密接不可分である。資材供給に付随して行われる配送は、購買事業の過程に包摂される役務提供であり、独立した運送事業として対価を得るものではない。また、農協法上、購買事業は組合員の事業又は生活に必要な物資の供給を目的とするものであり、その供給に付随する配送行為は本来事業の範囲内で行われる役務と解される。以上に照らし、当組合が行う資材配送についても、貨物自動車運送事業法第2条及び第3条の許可を要しないものとする。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

特にありません。

5. 連絡

〒390-8555 長野県松本市南松本1丁目2番16号

松本ハイランド農業協同組合営農部営農企画課 清水 茂水

電話： 0263-29-0394 FAX： 0263-27-4880

e-mail： n-kikaku@mhl.nn-jp.or.jp